

北海道 鳥インフルエンザ ホットラインの 設置について

国内で鳥インフルエンザが
発生拡大しています。しかし、
清潔な状態で飼育し、ウイル
スを運んでくる可能性がある
野鳥が近くに来ないようにし、
鳥の排泄物に触れたあとに手
洗いやうがいをすれば、心配
する必要はありません。

ただし、飼っている鳥が連
続して死亡したり、野鳥が多
数死んでいるなど、不安があ
る場合には下記までご連絡下
さい。

● 平日の連絡先

留萌支庁 ☎0164-42-1511
(内線 2727、2977)

● 土日祝祭日の連絡先

北海道酪農畜産課
☎011-231-4111
(内線 27-758)

水道業務を 委任しました

平成16年度の水道業務を、
下記のとおり委託しました。

● 委託業務

幌延町簡易水道メーター器
検針及び水道料徴収
(下水道料も含む)

● 委託期間

平成16年4月1日
～平成17年3月31日

● 委託者

幌延地区
吉原 明美さん(宮園町1)
問寒別地区
小平美恵子さん(字問寒別)

6月1日～10日は 電波利用保護旬間です

暮らしを支える電波はルール
を守って正しく使しましょう

電波の利用は、携帯電話の
普及に代表されるように市民
生活や様々な社会経済活動に
とって不可欠なものとなって
おり、急速に増大しています。

しかし、車両に搭載された
不法C/B無線、不法アマチュ
ア無線、不法パーソナル無線
と呼ばれる多くの不法無線局
が、人命・財産に関わる重要
無線通信に対して妨害を与え、
また、テレビ・ラジオに受信
障害を与えるなど住民に多大
な迷惑をかける社会的な問題を
起こしています。

このため、総務省では、広
く国民に電波利用環境保護の
大切さを訴えるため、6月1
日の「電波の日」から10日間
を『電波利用保護旬間』と定
め、電波利用に関する周知・
啓発活動を全国的に展開して
います。

電波に関するお問い合わせは、
北海道総合通信局まで

● 不法無線局、混信・妨害

☎011-737-0099

● テレビ・ラジオの受信障害

☎011-737-0033

● 不要電波障害・電磁波

☎011-700-5076

● 電話、携帯電話サービス

☎011-709-3956

● 電波利用

☎011-709-6000

● その他行政相談

☎011-709-3550

電子メールによるお問い合わせ

sodan@rbt.soumu.go.jp

事業所・企業統計調査、商業統 計調査、サービス業基本調査に ご協力ください

6月1日を基準日として、
全国すべての民営の事業所及
び企業を対象とした統計調査
が行われます。このうち、卸
売・小売業を営む事業所は併
せて商業統計調査を実施し、
サービス業を営む事業所のう
ち総務大臣が選定した事業所
についてはサービス業基本調
査を併せて実施することとな
っています。

対象となった事業所等には、
知事が任命した調査員が調査
票を持ってお伺いしますので、
ご協力をお願いします。調査
した事項は統計資料を作るた
めだけに使用されるもので、
その他の目的に使用すること
は法律で禁じられています。

なお、ご質問などは、調査
員又は振興課企画広報係(内
線224)までお問い合わせせ
ください。